

羅針盤

2023年3月、4月号



滋賀県 彦根城 桜

皆様のご協力で確定申告も無事終わられました。
ありがとうございました。

さて、新型コロナウイルスの感染も落ち着き、春本番間近の今日この頃、日本はWBCの野球で盛り上がっていますが、いまだウクライナやトルコ・シリアの悲惨な状況は変わりません。

経済では、大幅な賃上げが注目されていますが、現実には、エネルギー、原材料、輸送費等の高騰に加え、人件費まで上昇したら耐えきれないと中小零細な事業者は悲鳴を上げています。持続的な賃上げを実現するには、コストの価格転嫁は避けられません。「物価上げるな、給料上げろ」の要求には無理があり、応えられる企業は限られるのです。

昨年発表された世界の競争力ランキングでは、日本は過去最低の34位で、中国、韓国、マレーシア、タイより下位になりました。円安が進み相対的に日本の地位が低下しているとはいえショックな結果と言えます。今や日本が新興国と同じ土俵で勝負する時代に入ったということでしょうか。

勤勉で手を抜かず良いものを作り、環境や社会を重視する日本の強みはもっと評価されるべきです。個人も企業も胸を張って世界にアピールすることで、日本の国際競争力の向上に繋げたいものです。

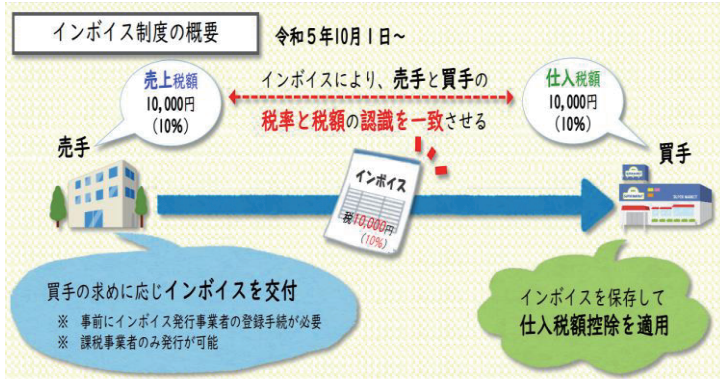


知っておきたい税知識 テーマ 「消費税 インボイス制度」 事前準備



今年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）がスタートします。

制度スタートに向けて、売り手・買い手それぞれの事前準備の基本項目をチェックしてみてください。



○売手としての準備

- 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認をする
- 交付している書類ごとに、どう見直せばインボイスとなるか検討する

<適格請求書の例>

請求書 △△商事(株)
登録番号 T012345...

(株)〇〇御中 11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
∴	∴	∴
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分し合計した対価の額・適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書面の交付を受ける事業者の氏名又は名称

- 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を周知する
- インボイスの写しの保存方法や売上税率の計算方法を検討する
- 必要に応じて価格の見直しも検討する

○買手としての準備

- 簡易課税制度を適用するかの確認をする
※簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です。
- 自社の仕入れ・経費について適格請求書が必要な取引か検討する
※1万円未満の値引や返品等について、返還インボイスを交付する必要はありません！
振込手数料分を値引処理する場合も対象です！
- 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも協議する
※仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認する。
- 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討する
- 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討する



○免税事業者の方

インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者の登録をする必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

制度開始に向け、小規模事業者向けの補助金の拡充や、免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するための措置や特例があります。

詳しくは当事務所へ

お問合わせください。



資産の運用・活用

～ 土地所有権の 国庫帰属制度 ～

特集!

深刻な社会問題となっている所有者不明土地対策として、いよいよ**令和5年4月27日から**、相続土地国庫帰属制度がスタートします。



相続放棄との違い

	相続放棄	相続土地 国庫帰属制度
不要な土地だけを放棄できる?	× 一切の財産債務を相続しない	○ 一筆だけの申請が可能
期限は?	相続を知ってから3カ月以内	なし
土地の帰属先は?	他の相続人や縁故者	国庫
費用負担は?	裁判所費用のみ	負担金 最低20万円～
共有持分は?	単独申請が可能	共同申請が必要

制度のポイント～帰属までの3ステップ～

相続等で取得した土地を国に引き渡すまでには、次の3つのステップが必要になります。



1. 法務局への相談	2. 申請書類の作成・提出	3. 負担金の納付
土地が所在する法務局の本局に、予約を取ったうえ、資料を持って相談 (R5.2.2 スタート)	承認申請書及び1.で指定された添付書類を備え、審査手数料を添えて、1.の本局へ提出	承認通知が届いたら、30日以内に負担金を納付 = 所有権移転 (国が登記)

申請ができる人

1. 相続・遺贈によって土地の所有権 (or 持分) を取得した**相続人** … × **相続人でない受遺者**
2. (1.と共同申請する)相続人ではない**共有者**

※ 相続登記や住所変更登記が未了でも申請可能です

申請できない土地の例 (却下・不承認要件)

1. 建物の存する土地
2. 担保権(抵当権等)や使用収益権(地上権等)が設定されている土地
3. 他人による使用が予定される土地(通路、墓地、境内地、用悪水路等)
4. 土壌汚染対策法上の特定有害物質により汚染されている土地
5. 境界係争地
6. がけ地(勾配30度～かつ高さ5m～)
7. 通常の利用を阻害する有体物(樹木、放置車両、産業廃棄物、建築ガラ、井戸等)が存する土地
8. 通常の利用が現に妨害されている土地(不法占拠者等)
9. 国による整備(造林、間伐、保育)が必要な森林(山林)
10. 法令の規定に基づき金銭負担が確実な土地(土地改良事業の施工予定地等)



負担金の納付

承認申請から承認決定までには、半年～一年程度の審査期間を要します。審査の結果、申請が承認されると**負担金の通知**が届きます。この負担金は、対象土地の標準的な**10年分の土地管理費相当額**です。

	宅地	田・畑	森林	雑種地
原則	20万円	20万円	21万円～	一律20万円
例外	市街化区域・用途指定区域は、面積に応じた加算あり (例:50㎡≒41万円)	市街化区域・用途指定区域・農振農用地・一定の土地改良施行区域は、面積に応じた加算あり (例:250㎡≒51万円)	面積に応じた算定額 (例:750㎡≒25万円)	

※ 隣接する土地が同じ現況であれば、二筆以上の土地を一つの土地とみなす負担金の算定申請が可能

具体的に検討される方は当事務所へご相談下さい

● 今月・来月の税務



3月

- * 15日 提出期限 ～以下の確定申告～
 - ・個人事業者の所得税
 - ・個人事業者の個人事業税及び市県民税
 - ・贈与税
- * 31日 提出期限
 - ・個人事業者の消費税の確定申告

4月

- * 5/1 納付期限 (4/30が日曜日のため)
固定資産税(都市計画税)の第1期分、全期前納

所得税・消費税の振替納税を利用されている方は、下記の期日に納税額が引き落とされます。

預貯金残高不足などの理由で口座からの引き落としができない場合には、**延滞税**がかかる場合があります。予め残高の確認をお願いします。

- * 4月24日 所得税の納付(振替日)
- * 4月27日 消費税の納付(振替日)

● お知らせ

協会けんぽの保険料率改定の時期です

令和5年3月分(4月納付分)より、協会けんぽの健康保険料率および介護保険料率が変わります。

健康保険料率

介護保険料率

令和5年2月分
(3月納付分)まで

給与・賞与の

9.93%

令和5年2月分
(3月納付分)まで

給与・賞与の

1.64%

令和5年3月分
(4月納付分)から

給与・賞与の

10.01%

令和5年3月分
(4月納付分)から

給与・賞与の

1.82%

※上記の数値は愛知支部の場合です。

給与システムの設定をお願いします。



あとながき

本年も、当事務所の一番の繁忙期である確定申告を無事に終えることができました。

これも、皆様の多大なるご協力のお陰です。誠にありがとうございました。



現在、申告関係書類の整理を全速力で進めております。

皆様には順次ご報告させていただきますので、今しばらくお待ちください。

暖かい日が続く今日この頃。皆様いかがお過ごしでしょうか。桜の開花が始まり、お花見をするのが楽しみです。

私事ですが、この度長女が小学校を卒業します。卒業に向けて、「親から子へ」「子から親へ」手紙を書くことになり、小学校6年間の思い出しながら何日もかけて書きました。思い返すと自然と涙が…。

長いようであつという間だった6年間。心身ともに確実に成長した長女を見ると、子育ての苦労や悩みも無駄ではなかったと思えます。

これからも山あり谷ありますが、全力で子育てを頑張りたいと思います!!!

発行 刈谷市高須町良44番地1
カーサヨサミ1F

Tel 0566-25-0936

Fax 0566-25-0937

http://aomi-zeirishi-ishikawa.com

税理士法人 あおみ総合